

教科書P24～25を見ながらやってみよう！！

国の政治のしくみと選挙

(**国会**)・・・国の政治の方向性を決めたり、法律をつくったりする。

国会での話し合いは、選挙で選ばれた (**国会議員**) によって進められる。

国会には、(**衆議院**) と (**参議院**) という二つの話し合いの場があり、国民の生活にかかわる (**法律**) や (**政治**) を進めるための (**予算**) などを (**多数決**) で決める。

国会の働き…

二つの議院で国の (**国の政治の方向**) を多数決で決めること。

- (**法律の制定**) …唯一の立法機関。
- (**内閣総理大臣の指名**) …国会議員の中から指名。
- (**予算の議決**) …国のお金の使い道を決める。
- (**条約の承認**) …外国との約束を認める。
- (**弾劾裁判所の設置**) …裁判官をやめさせることができます。
- (**憲法改正の発議**) …憲法を改めることを国民に提案する。

など

話し合いを (**二つの議院**) で行うことで、話し合う機会が増えて、国の重大な問題について (**より慎重**) に話し合うことができる。